

家事事件手続に関する中間とりまとめのためのたたき台（3）
の補足説明

第1	総則	
第2	家事審判に関する手続（総則）	
第3	審判前の保全処分に関する手続（総則）	
		（以上，部会資料20）
第4	家事審判及び審判前の保全処分に関する手続（各則）	
		（以上，部会資料21）
第5	家事調停に関する手続	1
1	家事調停事件の範囲（家事審判法第17条関係）	1
2	調停機関（家事審判法第3条第2項及び第3項関係）	2
3	調停委員会	2
(1)	調停委員会の構成等（家事審判法第22条並びに家事審判規則第135条及び第136条関係）	2
(2)	調停委員会の権限（家事審判規則第137条等関係）	3
(3)	家事審判官の権限	4
ア	期日の指定（新設）	4
イ	家事審判官の事実の調査及び証拠調べ（家事審判規則第137条の2第1項から第3項関係）	4
ウ	社会福祉機関との連絡等	4
(4)	家事調停委員の権限（家事審判規則第137条の4関係）	4
4	家事調停委員（家事審判法第22条の2第2項及び第22条の3関係）	5
5	調停前置主義（家事審判法第18条第1条関係）	5
6	付調停（家事審判法第11条，第18条第2項及び第19条関係）	5
7	調停手続	6
(1)	管轄（家事審判規則第129条及び第137条の5関係）	6
(2)	手続指揮権（家事審判規則第134条関係）	6
(3)	電話会議システム等（新設）	7
ア	期日における手続	7
イ	期日における調停の成立	7
(4)	家事調停事件の申立て	7
ア	申立ての方式（家事審判規則第2条関係）	7
イ	併合申立て（新設）	8
ウ	裁判長の申立書審査権（新設）	8
エ	申立ての却下（新設）	9
オ	申立書の写しの送付（新設）	9
カ	申立ての変更（新設）	9

(5) 中断	10
(6) 〔受継〕(家事審判規則第15条関係)	10
ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合	10
イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者が ある場合	10
(7) 中止(家事審判規則第20条及び第130条関係)	11
(8) 調停の場所(家事審判規則第132条関係)	11
(9) 調書の作成(家事審判規則第10条関係)	11
(10) 意見の聴取の嘱託(家事審判規則第136条の3第1項関係)	12
(11) 嘱託による意見聴取及び事実の調査の実施機関(家事審判法第22条第 1項及び家事審判規則第136条の3第2項等関係)	12
(12) 家事調停委員の専門的意見の聴取(家事審判法第22条の2第1項及び 家事審判規則第136条の2関係)	12
(13) 調停の成立	13
ア 調停の成立と効力(家事審判法第21条関係)	13
イ 調停の一部成立(新設)	13
ウ 調停調書の更正(新設)	13
エ 調停の脱漏	14
オ 調停条項案の書面による受諾(家事審判法第21条の2関係)	14
(14) 調停の不成立(家事審判規則第138条の2等関係)	15
(15) 調停をしない場合(家事審判規則第138条関係)	15
(16) 取下げによる手続の終結(新設)	16
ア 取下げの要件	16
イ 取下げの方式及び効果	16
(17) 調停前の仮の措置(家事審判規則第133条関係)	17
(18) 家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合	17
ア 手続指揮権(新設)	17
イ 受命裁判官(新設)	17
ウ 裁判所書記官による事実の調査(家事審判規則第142条及び第137条 の2関係)	17
エ 調停委員会及び家事審判官の権限についての規律の準用(家事審判 規則第142条関係)	18
8 合意に相当する審判(家事審判法第23条関係)	18
(1) 合意に相当する審判の対象事件及び要件	18
ア 合意に相当する審判	18

イ	当事者	19
(2)	審判	21
ア	審判の方式	21
イ	家事審判に関する手続（総則）の規律の準用	22
(3)	申立ての取下げ（新設）	22
(4)	不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項関係）	22
ア	異議申立権者及び異議申立ての理由	22
イ	異議申立ての方式	22
ウ	異議申立期間	23
エ	異議申立てに対する裁判	23
(ア)	当事者の異議申立てに対する裁判	23
(イ)	利害関係人の異議申立てに対する裁判	23
(5)	確定した合意に相当する審判の効力（家事審判法第25条第3項関係）	24
(6)	婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定について（新設）	24
9	調停に代わる審判（家事審判法第24条関係）	26
(1)	調停に代わる審判の対象及び要件	26
(2)	審判	27
ア	審判の方式	27
イ	家事審判に関する手続（総則）の規律の準用	27
(3)	不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項関係）	28
ア	異議申立権者等	28
イ	異議申立ての方式	28
ウ	異議申立権の放棄	28
エ	異議申立期間	29
オ	異議申立てに対する裁判	29
カ	異議申立ての効果	29
(4)	確定した調停に代わる審判の効力（家事審判法第25条第3項関係）	29
10	家事調停官	30
(1)	家事調停官の任命等（家事審判法第26条の2関係）	30
(2)	家事調停官の権限等（家事審判法第26条の3関係）	30
11	不服申立て及び再審	32
12	記録の閲覧等（家事審判規則第12条関係）	32

第 6	履行確保	33
1	履行状況の調査及び履行の勧告（家事審判法第15条の5関係）	33
	(1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行勧告	33
	(2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行勧告（家事審判法第25条の2関係）	33
2	履行命令	34
	(1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行命令（家事審判法第15条の6関係）	34
	(2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行命令（家事審判法第25条の2関係）	35
3	金銭の寄託の制度（家事審判法第15条の7等関係）	35
第 7	雑則	36
1	不出頭に対する過料の制裁（家事審判法第27条関係）	36
2	履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁	37
	(1) 履行命令違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第1項関係）	37
	(2) 調停前の仮の措置の違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第2項関係）	37
3	過料の裁判の執行等（家事審判法第29条関係）	37

第5 家事調停に関する手続

(前注) 一定の者は、家事審判事件及び人事訴訟事件において、行為能力を制限されていても、意思能力を有する限り、手続行為能力又は訴訟能力を有する(家事審判事件の具体例については、第4において提案している。人事訴訟事件については、人事訴訟法第13条参照)が、ここでは、そのような者は、当該家事審判事件又は人事訴訟事件に係る家事調停事件についても、手続行為能力を有することを前提としている。

(参照条文)

○ 人事訴訟法第13条 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為については、民法第5条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第十七条並びに民事訴訟法第三十一条並びに第三十二条第一項(同法第四十条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

2, 3, 4 (略)

1 家事調停事件の範囲(家事審判法第17条関係)

現行家事審判法第17条の規律を原則として維持しつつ、扶養義務の設定及びその取消し、推定相続人の廃除及びその取消し並びに夫婦間の財産契約の変更については、調停により終了することができないものとすることを提案している。

もともと、第15回部会においては、親権又は管理権の喪失の宣告及び推定相続人の廃除及びその取消しについては、調停により手続を終了させることができないとしても、話し合いにより事案を解決するために調停手続を活用することができるようにすべきとの意見があった。しかし、調停により終了することができない事件について調停手続を利用することができるものとするのは、調停手続の性格をあいまいにすることになり、相当ではないと考えられる。また、調停をすることのできない事項についても話し合いの機会をもつことが事件の解決のために有効なことがあるとしても、そのような場合には、審判手続の中で話し合いをしたり、別途、親子関係調整又は親族関係調整の調停事件の申立てを促し、その中で話し合いを行えば足りるから、ここでは、特段の手当てをしていない。

夫婦間の財産契約の変更については、部会資料14において調停をすることができるものと整理していたが、民法第758条第2項は夫婦間の財産契約を変更するための必要条件として「管理が失当であったことによってその財産を危うくしたとき」を掲げていることからすると、夫婦間で協議が成立したとしても、この要件を充足しない場合には、夫婦間の財産契約の変更を認めることは相当ではないと考えられる。他方で、第21回部会にお

いては、共有物分割の処理について疑義が出された。そこで、(注)では、管理者の変更及び共有物分割の処理について、家事調停の対象から除外することについてなお検討するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判法第17条 家庭裁判所は、人事に関する訴訟事件その他一般に家庭に関する事件について調停を行う。但し、第九条第一項甲類に規定する審判事件については、この限りでない。

2 調停機関（家事審判法第3条第2項及び第3項関係）

家事審判法第3条第2項及び第3項の規律を維持するものとする（なお、当事者の一方の申立てがあれば調停委員会で家事調停手続を行わなければならないとの現行法の解釈を明確にしている。）ことを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

また、第15回部会においては、裁判所が合議体により家事調停手続を行うことができるものとすることに特段の異論はなかったことから、本部会資料では、この点を前提としている。

(参照条文)

- 家事審判法第3条 審判は、特別の定がある場合を除いては、家事審判官が、参与員を立ち合わせ、又はその意見を聴いて、これを行う。但し、家庭裁判所は、相当と認めるときは、家事審判官だけで審判を行うことができる。
 - 2 調停は、家事審判官及び家事調停委員をもつて組織する調停委員会がこれを行う。前項ただし書の規定は、調停にこれを準用する。
 - 3 家庭裁判所は、当事者の申立があるときは、前項後段の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

3 調停委員会

(1) 調停委員会の構成等（家事審判法第22条並びに家事審判規則第135条及び第136条関係）

家事審判法第22条並びに家事審判規則第135条及び第136条の規律を維持するものとする（ただし、高等裁判所による自庁処理を認めたことに伴う技術的な修正を施している。）ことを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第22条 調停委員会の組織は、家事審判官一人及び家事調停委員二人以上とする。
 - 2 調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。第135条 調停委員会の決議は、過半数の意見による。可否同数の場合には、

家事審判官の決するところによる。
第136条 調停委員会の評議は、これを秘密とする。

(2) 調停委員会の権限（家事審判規則第137条等関係）

第1の総則に掲げられている裁判所が行うべき事項のうち調停委員会が家事調停手続を行う場合には調停委員会の権限に属するものについて提案している。

ここでは、現行法（家事審判規則第137条及び家事審判法第27条）の規律を原則として維持した（ただし、弁護士でない者が代理人となる許可については調停委員会の権限から裁判所の権限事項に移している。）ほか、強制参加の可否の判断及び参加の許可（家事審判法第20条及び家事審判規則第131条）については調停委員会の権限であることを明確にし、さらに、新たに規律を設けた手続の分離及び併合の決定については、調停委員会の権限に属するものとすることを提案している。

（参照条文）

- 家事審判法第12条 家庭裁判所は、相当と認めるときは、審判の結果について利害関係を有する者を審判手続に参加させることができる。
- 第20条 第十二条の規定は、調停手続にこれを準用する。
- 第27条 家庭裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家庭裁判所は、これを五万円以下の過料に処する。
- 家事審判規則第5条 （略）
 - 2 弁護士でない者が前項の代理人又は補佐人となるには、家庭裁判所の許可を受けなければならない。
 - 3 家庭裁判所は、何時でも、前項の許可を取り消すことができる。
- 第6条 家庭裁判所の審判及び調停の手続は、これを公開しない。ただし、家庭裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。
- 第7条 家庭裁判所は、職権で、事実の調査及び必要があると認める証拠調をしなければならない。
 - 2 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査又は証拠調を嘱託することができる。
 - 3～5 （略）
 - 6 証拠調については、民事訴訟の例による。
- 第7条の4 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、審判又は調停の期日に家庭裁判所調査官を出席させることができる。
 - 2 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、前項の規定により出席した家庭裁判所調査官に意見を述べさせることができる。
- 第7条の7 第七条の四の規定は、医師たる裁判所技官に準用する。
- 第8条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。
- 第14条 審判の結果について利害関係を有する者は、家庭裁判所の許可を受けて、審判手続に参加することができる。
- 第131条 第十四条及び第十五条の規定は、調停手続にこれを準用する。
- 第137条 調停委員会が調停を行う場合には、第五条第二項及び第三項、第六条ただし書、第七条第一項、第二項及び第六項、第七条の四、第七条の七並

…… びに第八条に規定する家庭裁判所の権限は、調停委員会に属する。……

(3) 家事審判官の権限

ア 期日の指定（新設）

調停委員会で調停を行う場合の期日の指定の主体を調停委員会を組織する家事審判官とすることを提案をしている。

イ 家事審判官の事実の調査及び証拠調べ（家事審判規則第137条の2第1項から第3項関係）

家事審判規則第137条の2第1項から第3項までの規律を維持するものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判規則第137条の2 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、事実の調査及び証拠調べをすることができる。
 - 2 第七条の二第一項、第三項及び第四項並びに第七条の六の規定は、前項の規定により家事審判官が事実の調査をする場合に準用する。この場合において、第七条の六第二項中「第二項から第四項まで」とあるのは、「第三項及び第四項」と読み替えるものとする。
 - 3 第一項の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。
 - 4 （略）
- 第142条 第三百二十二条、第三百三十条、第三百三十六条の二、第三百三十六条の三、第三百三十七条の二第三項及び第四項、第三百三十七条の七から第三百三十八条の二まで並びに前条の規定は、家事審判官が一人で調停をする場合について準用する。

ウ 社会福祉機関との連絡等

家事審判規則第137条の3の規律を維持するものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判規則第137条の3 調停委員会を組織する家事審判官は、調停委員会の決議により、家庭裁判所調査官に第七条の五第一項の規定による措置をとらせることができる。

(4) 家事調停委員の権限（家事審判規則第137条の4関係）

家事審判規則第137条の4の規律を維持するものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 家事審判規則第137条の4 調停委員会は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員に事実の調査をさせることができる。

4 家事調停委員（家事審判法第22条の2第2項及び第22条の3関係）

家事審判法第22条の2第2項及び第22条の3の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 家事審判法第22条の2 （略）

2 家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第22条の3 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

5 調停前置主義（家事審判法第18条第1条関係）

家事審判法第18条第1条の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

○ 家事審判法第18条 前条の規定により調停を行うことができる事件について訴を提起しようとする者は、まず家庭裁判所に調停の申立をしなければならない。

2 （略）

6 付調停（家事審判法第11条、第18条第2項及び第19条関係）

現行法の規律（家事審判法第11条、第18条第2項及び第19条）を維持することとしている。なお、⑥においては、家事審判事件を家事調停に付した場合において、家事調停が成立したときは、当該家事審判手続が終了するものとするを明確化している。また、家庭裁判所及び高等裁判所の自庁処理（民事調停法第20条参照）を認めることについて所要の手当てをすることについて提案をしている。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

なお、第15回部会においては、地方裁判所及び簡易裁判所における自庁処理についても検討する必要があるとの意見があったが、地方裁判所及び簡易裁判所とは別に家事事件を取り扱うのにふさわしい機能等を有する家庭裁判所を設け、家事事件を取り扱わせていることからすると、地方裁判所及び簡易裁判所において、家事調停の目的である事項について家事調停を成立させることができると考えることは相当でないと考えられることか

ら、地方裁判所及び簡易裁判所における自庁処理については認めないこととしている。

(参照条文)

- 家事審判法第11条 家庭裁判所は、何時でも、職権で第九条第一項乙類に規定する審判事件を調停に付することができる。
- 第18条 (略)
- 2 前項の事件について調停の申立をすることなく訴を提起した場合には、裁判所は、その事件を家庭裁判所の調停に付しなければならない。但し、裁判所が事件を調停に付することを適当でないと認めるときは、この限りでない。
- 第19条 第十七条の規定により調停を行うことができる事件に係る訴訟が係属している場合には、裁判所は、何時でも、職権でその事件を家庭裁判所の調停に付することができる。
- 2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第二十三条若しくは第二十四条第一項の規定による審判が確定したときは、訴の取下があつたものとみなす。

7 調停手続

(1) 管轄（家事審判規則第129条及び第137条の5 関係）

現行法（家事審判規則第129条及び第137条の5 関係）の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第99条 (略)
- 2 遺産の分割の申立てがあつた場合において、寄与分を定める審判の申立てをするときは、前項の規定にかかわらず、その申立ては、当該遺産の分割の審判事件が係属している家庭裁判所にしなければならない。
- 第103条の3 遺産の分割の申立て及び寄与分を定める審判の申立てがあつたときは、これらの事件の審判手続及び審判は、併合してしなければならない。数人から寄与分を定める審判の申立てがあつたときも、同様とする。
- 第129条 調停事件は、相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄とする。
- 2 第九十九条第二項の規定は、寄与分を定める調停事件について準用する。
- 第137条の5 第百三条の二及び第百三条の三の規定は、寄与分を定める調停事件について準用する。

(2) 手続指揮権（家事審判規則第134条関係）

家事審判規則第134条の規律を維持するものとするを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第134条 調停委員会における調停手続は、家事審判官がこれを指揮する。

(3) 電話会議システム等（新設）

ア 期日における手続

本文①は、証拠調べの期日においては本規律は適用されないことを明記したほかは、従前の部会資料から変更はない。本文②は、電話会議システム等を利用して手続に関与した当事者は、期日に出頭したものと扱うことを明らかにするために、民事訴訟法第170条第4項と同様の規律を置くものとするを提案している。

イ 期日における調停の成立

人事訴訟法第37条第3項の趣旨を踏まえて、電話会議システム等を用いた期日においては、離婚、離縁又は親権者の指定若しくは変更に関する事件の調停を成立させることはできないものとするを提案している。また、第16回部会においては、電話会議システム等を利用して期日における調停の成否及びその範囲について多様な意見が出たことから、(注)において、この点をさらに検討することとしている。

(参照条文)

○ 民事訴訟法第170条（略）

3 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。ただし、当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る。

4 前項の期日に出頭しないで同項の手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

○ 人事訴訟法第37条（略）

3 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第一百七十条第三項の期日においては、同条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。

(4) 家事調停事件の申立て

ア 申立ての方式（家事審判規則第2条関係）

民事訴訟法第133条と同様の規律を置くものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第2条 申立をするには、その趣旨及び事件の実情を明かにし、証拠書類がある場合には、同時に、その原本又は謄本を差し出さなければならない。

○ 非訟事件手続法第8条 申立及び陳述ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外書面又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

2 口頭ヲ以テ申立又ハ陳述ヲ為スニハ裁判所書記官ノ面前ニ於テ之ヲ為スベ

- シ
- 3 前項の場合ニ於テハ裁判所書記官調書ヲ作り之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
- 第9条 申立ニハ左ノ事項ヲ記載シ申立人又ハ代理人之ニ署名捺印スベシ但署名捺印ニ代ヘテ記名捺印スルコトヲ得
- 一 申立人ノ氏名, 住所
 - 二 代理人ニ依リテ申立ヲ為ストキハ其氏名, 住所
 - 三 申立ノ趣旨及ヒ其原因タル事実
 - 四 年月日
 - 五 裁判所ノ表示
- 2 証拠書類アルトキハ其原本又ハ謄本ヲ添附スヘシ
- 民事訴訟法第133条 訴えの提起は, 訴状を裁判所に提出してしなければならない。
- 2 訴状には, 次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 当事者及び法定代理人
 - 二 請求の趣旨及び原因

イ 併合申立て（新設）

甲案は, 申立人が数個ある裁判を求める事項を併せて申し立てることができるものとするを提案しているのに対し, 乙案は, 併合申立ての規律を置かないものとするを提案している。

第16回部会においては, 調停手続の柔軟性に鑑みれば, 申立ての段階で併合につき何らかの要件を定立することは困難であるから, 規律を置くことにはなじみにくいとして乙案を支持する意見が出された。他方で, 当事者の便宜から関連の強い事件について併合の申立てを認めるのが相当であることや, 裁判所の職権による併合の規律を置くこととの平仄から甲案を支持する意見も出された。

(参照条文)

- 民事訴訟法第38条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき, 又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは, その数人は, 共同訴訟人として訴え, 又は訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも, 同様とする。
- 第136条 数個の請求は, 同種の訴訟手続による場合に限り, 一の訴えであることができる。

ウ 裁判長の申立書審査権（新設）

家事審判手続と同様の規律を置くものとするを提案している（呼出費用の予納がない場合において, 民事訴訟法第141条と同様の規律を置くものとするについても, さらに検討することを予定している。）。第16回部会においては, 特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第137条 訴状が第百三十三条第二項の規定に違反する場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合も、同様とする。
 - 2 前項の場合において、原告が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
 - 3 前項の命令に対しては、即時抗告をすることができる。
- 第141条 裁判所は、民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い当事者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて原告に命じた場合において、その予納がないときは、被告に異議がない場合に限り、決定で、訴えを却下することができる。
 - 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

エ 申立ての却下（新設）

申立ての不適法却下及びこれに対する不服申立てについて提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。なお、申立てが不適法な例としては、申立人又は相手方が当事者適格を欠く場合が挙げられる。

(参照条文)

- 民事訴訟法第140条 訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。

オ 申立書の写しの送付（新設）

第16回及び第20回部会における議論を踏まえて、基本的には家事審判手続と同様の規律を置くものとしつつ、家事調停手続の期日を経ないで調停をしないものとして事件を終了させる場合には（7(15)）、申立書の写しを送付する必要はないと考えられることから、その旨規律することを提案している。

(参照条文)

- 民事訴訟法第138条 訴状は、被告に送達しなければならない。
 - 2 前条の規定は、訴状の送達をすることができない場合（訴状の送達に必要な費用を予納しない場合を含む。）について準用する。

カ 申立ての変更（新設）

第16回部会においては、調停手続の柔軟性という特質にかんがみれば、変更の手続を経なくてはならないのか疑問であるとの意見が出された。しかしながら、審判事項に係る調停事件においては、審判に移行する対象となる事件を明らかにしておく必要があると考えられることから、民

事訴訟法第143条を参考に、申立ての変更についての規律を設けるものとするを提案している（なお、調停を成立させる場合には、申立てと異なる事項についても、申立ての変更手続を経ることなくすることができると考えられる。）。

(参照条文)

- 民事訴訟法第143条 原告は、請求の基礎に変更がない限り、口頭弁論の終結に至るまで、請求又は請求の原因を変更することができる。ただし、これにより著しく訴訟手続を遅滞させることとなるときは、この限りでない。
 - 2 請求の変更は、書面でしなければならない。
 - 3 前項の書面は、相手方に送達しなければならない。
 - 4 裁判所は、請求又は請求の原因の変更を不当であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の決定をしなければならない。
- 第144条 第三十条第三項の規定による原告となるべき者の選定があった場合には、その者は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者のために請求の追加をすることができる。
- 2 第三十条第三項の規定による被告となるべき者の選定があった場合には、原告は、口頭弁論の終結に至るまで、その選定者に係る請求の追加をすることができる。
 - 3 前条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前二項の請求の追加について準用する。

(5) 中断

中断に関する特段の規律は置かないものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(6) 〔受継〕（家事審判規則第15条関係）

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

家事審判手続と同様の規律を置くものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

イ 法令により手続を続行する資格のある者はないが、別に申立権者がある場合

第16回部会において、この規律が適用になる事件類型は非常に例外的であること、調停手続は当事者による個別性の強い手続であり、あえて資料やそれまでの手続の状態の引継ぎを認める必要性に乏しいこと等から、規律を置くことは相当ではないとの意見が出された。そこで、上記意見を踏まえて、特段の規律を置かないものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第15条 申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によつて手続を

- 続行することができない場合には、法令によりその申立をする資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。
- 2 家庭裁判所は、前項の場合において必要があると認めるときは、その申立をする資格のある者に手続を受継させることができる。
- 民事訴訟法第126条 訴訟手続の受継の申立ては、相手方もすることができる。
- 第127条 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、相手方に通知しなければならない。
- 第128条 訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、裁判所は、職権で調査し、理由がないと認めるときは、決定で、その申立てを却下しなければならない。
- 2 判決書又は第二百五十四条第二項（第三百七十四条第二項において準用する場合を含む。）の調書の送達後に中断した訴訟手続の受継の申立てがあった場合には、その判決をした裁判所は、その申立てについて裁判をしなければならない。
- 第129条 当事者が訴訟手続の受継の申立てをしない場合においても、裁判所は、職権で、訴訟手続の続行を命ずることができる。
- 借地非訟事件手続規則第8条 当事者が死亡、破産手続開始の決定その他の理由によつて手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者は、手続の受継を申し立てることができる。
- 2 前項の場合には、裁判所は、手続を続行する資格のある者に手続を受継させることができる。

(7) 中止（家事審判規則第20条及び第130条関係）

家事審判規則第20条及び第130条の規律を維持するものとすることを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判規則第20条 審判手続中の事件について、調停の申立があつたとき、又は法第十一条の規定により事件が調停に付されたときは、家庭裁判所は、調停が終了するまで審判手続を中止することができる。
- 第130条 調停の申立があつた事件について訴訟が係属しているとき、又は法第十八条第二項若しくは第十九条の規定により事件が調停に付されたときは、調停が終了するまで訴訟手続を中止することができる。

(8) 調停の場所（家事審判規則第132条関係）

家事審判規則第132条の規律を維持するものとすることを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

（参照条文）

- 家事審判規則第132条 調停委員会は、事件の実情によつて、家庭裁判所外の適当な場所で調停をすることができる。

(9) 調書の作成（家事審判規則第10条関係）

家事審判規則第10条の規律を維持するものとすることを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第10条 裁判所書記官は、家庭裁判所の手続について、調書を作らなければならない。ただし、裁判長（調停事件においては家事審判官）においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(10) 意見の聴取の囑託（家事審判規則第136条の3第1項関係）

家事審判規則第136条の3第1項の規律を維持するものとすることを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第136条の3 調停委員会は、家庭裁判所又は簡易裁判所に紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を囑託することができる。
2 (略)

(11) 囑託による意見聴取及び事実の調査の実施機関（家事審判法第22条第1項及び家事審判規則第136条の3第2項等関係）

家事審判法第22条の2第1項並びに家事審判規則第136条の3第2項及び同規則第137条の2第4項の規律を維持するものとすることを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第22条の2 家事調停委員は、調停委員会でいう調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、又は囑託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行う。
2 (略)
- 家事審判規則第136条の3 (略)
2 前項の規定による囑託を受けた家庭裁判所は、相当であると認めるときは、家事調停委員に当該囑託に係る意見の聴取をさせることができる。
第137条の2 (略)
3 第一項の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。
4 前項の規定は、調停手続における第七条第二項の規定による囑託に基づく事実の調査について準用する。
第7条 (略)
2 家庭裁判所は、他の家庭裁判所又は簡易裁判所に事実の調査又は証拠調を囑託することができる。
3～6 (略)

(12) 家事調停委員の専門的意見の聴取（家事審判法第22条の2第1項及び家事審判規則第136条の2関係）

家事審判法第22条の2第1項及び家事審判規則第136条の2の規律を

維持するものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第136条の2 調停委員会は、必要があると認めるときは、当該調停委員会を組織していない家事調停委員の専門的な知識経験に基づく意見を聴取することができる。
 - 2 調停委員会が前項の規定により意見を聴取することとしたときは、家庭裁判所は、意見を述べるべき家事調停委員を指定する。
 - 3 前項の規定による指定を受けた家事調停委員は、調停委員会に出席して意見を述べるものとする。

(13) 調停の成立

ア 調停の成立と効力（家事審判法第21条関係）

家事審判法第21条の規律を維持するものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第21条 調停において当事者間に合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。但し、第九条第一項乙類に掲げる事項については、確定した審判と同一の効力を有する。
 - 2 前項の規定は、第二十三条に掲げる事件については、これを適用しない。

イ 調停の一部成立（新設）

家事審判手続と同様の規律を置くものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第243条（略）
 - 2 裁判所は、訴訟の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局判決をすることができる。
 - 3 前項の規定は、口頭弁論の併合を命じた数個の訴訟中その一が裁判をするのに熟した場合及び本訴又は反訴が裁判をするのに熟した場合について準用する。

ウ 調停調書の更正（新設）

民事訴訟法第257条と同様の規律を置くものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 民事訴訟法第257条 判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をす

ることができる。

- 2 更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

エ 調停の脱漏

第16回部会において、調停手続では脱漏という概念を観念することは困難であるとの意見が出されたことから、特段の規律を置かないものとしている。

(参照条文)

- 民事訴訟法第258条 裁判所が請求の一部について裁判を脱漏したときは、訴訟は、その請求の部分については、なおその裁判所に係属する。
2～4 (略)

オ 調停条項案の書面による受諾（家事審判法第21条の2 関係）

第16回部会における議論を踏まえて、本文①において、調停条項案の書面による受諾は、遺産の分割に関する事件に限られずに原則として調停手続一般においてできるものとしつつ、本文②において、離婚、離縁又は子の親権者の指定若しくは変更に関する事件については、人事訴訟法第37条第2項の趣旨を踏まえて、本文①による合意を成立させることはできないものとするを提案してる。なお、7(3)の電話会議システム等を用いた期日における調停の成立の場合と同様に、本文②に掲げた事件以外の事件についても調停条項案の書面による受諾はできないものとするかどうかについてはさらに検討する必要があることから、(注1)において、その旨注記している。

また、(注2)において、家事審判規則第137条の7、第137条の8及び第140条の2についても、現行法の規律を維持するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判法第21条の2 遺産の分割に関する事件の調停において、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。
- 民事訴訟法第264条 当事者が遠隔の地に居住していることその他の事由により出頭することが困難であると認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。
- 人事訴訟法第37条 (略)
2 離婚の訴えに係る訴訟においては、民事訴訟法第二百六十四条及び第二百六十五条の規定による和解をすることができない。

3 (略)

- 家事審判規則第137条の7 法第二十一条の二の規定に基づき調停委員会が調停条項案を提示するには、書面に記載してしなければならない。この書面には、同条に定める効果を付記するものとする。
- 第137条の8 法第二十一条の二に規定する調停条項案を受諾する旨の書面の提出があつたときは、調停委員会は、その書面を提出した当事者の真意を確認しなければならない。
- 第140条の2 法第二十一条の二の規定により当事者間に合意が成立したものとみなされ、調停が成立したときは、裁判所書記官は、調停条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(14) 調停の不成立（家事審判規則第138条の2等関係）

家事審判規則第138条の2及び家事審判法第26条の規律を基本的には維持するものとしつつ、審判事項に係る調停事件についても、調停に代わる審判をすることができるものとしたことから、本文②において、その点に関する規律を加えるものとするを提案している。また、調停手続が審判手続に移行した場合には、調停手続における資料は当然には審判手続における資料とはならないこと、管轄については自庁処理をしない限り生じないことに第8回部会では異論もなかったことから、そのような前提であることを注記している。

(参照条文)

- 家事審判規則第138条の2 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、家庭裁判所が法第二十四条第一項の審判をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。法第二十三条に定める事件の調停につき、当事者間に合意が成立した場合において、家庭裁判所が同条の審判をしないときも、同様である。
- 家事審判法第26条 第九条第一項乙類に規定する審判事件について調停が成立しない場合には、調停の申立の時に、審判の申立があつたものとみなす。
2 第十七条の規定により調停を行うことができる事件について調停が成立せず、且つ、その事件について第二十三条若しくは第二十四条第一項の規定による審判をせず、又は第二十五条第二項の規定により審判が効力を失った場合において、当事者がその旨の通知を受けた日から二週間以内に訴を提起したときは、調停の申立の時に、その訴の提起があつたものとみなす。
- 民事調停法第14条 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

(15) 調停をしない場合（家事審判規則第138条関係）

家事審判規則第138条の規律を維持するものとしつつ、民事調停法第13条と同様に、調停手続が終了することを明文化することを提案してい

る。なお、第17回部会における議論を踏まえて、調停をしないこととする判断に対しては、当事者は不服申立てをすることができないものとするを前提としている。また、調停をしない場合の訴えの提起の擬制については、一律に決めることはできず、個別の事案ごとに判断するのが相当であるとの意見が大勢を占めたことから、明文の規律は置かないものとしている。

(参照条文)

- 家事審判規則第138条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的で濫りに調停の申立をしたと認めるときは、調停をしないことができる。
- 民事調停法第13条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立をしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

(16) 取下げによる手続の終結（新設）

ア 取下げの要件

取下げの要件について、家事調停事件が終了するまでの間、申立ての全部又は一部について取り下げることができるものとするを提案している。なお、審判事項に係る調停事件において、取下げには相手方の同意を要するものとするか否かという点については、第16回部会において、同意を要するとすることには消極的な意見が多数であったことから、特段の規律は置かないものとしている。

イ 取下げの方式及び効果

取下げの方式及び効果について、家事審判に関する手続と同様の規律を準用するものとするを提案している。第16回部会においては、特段の異論はなかった。

また、当事者への通知について、基本的には家事審判規則第141条の規律を維持するものとしつつ、申立ての取下げにより家事調停事件が終了した場合にも、同様に原則として当事者に通知をすることが相当と考えられることから、その旨の規律を置くことを注記している。

(参照条文)

- 家事審判規則第141条 第三百三十八条又は第三百三十八条の二の規定により事件が終了したとき、又は法第二十五条第二項の規定により審判が効力を失ったときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 第138条 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的で濫りに調停の申立をしたと認めるときは、調停をしないことができる。

第138条の2 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込がない場合又は成立した合意が相当でないとする場合において、家庭裁判所が法第二十四条第一項の審判をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。法第二十三条に定める事件の調停につき、当事者間に合意が成立した場合において、家庭裁判所が同条の審判をしないときも、同様である。

○ 労働審判規則第33条 (略)

2 前項に規定する場合においては、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。ただし、労働審判手続の期日において労働審判事件を終了した場合に、その期日に出頭していた当事者については、この限りでない。

○ 民事調停規則第25条 法第十三条若しくは第十四条（これらの規定を法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により事件が終了したとき、又は法第十八条第二項の規定により決定が効力を失ったときは、裁判所書記官は、当事者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(17) 調停前の仮の措置（家事審判規則第133条関係）

家事審判規則第133条の規律を維持するものとする（措置を命ずることができる対象者及び処分の変更・取消し等については解釈を明確化している。）ほか、緊急の必要がある場合には調停委員会を組織する家事審判官により調停前の仮の措置を行うことができるものとしている。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

○ 家事審判規則第133条 調停委員会は、調停前に、調停のために必要であると認める処分を命ずることができる。

2 前項の処分は、執行力を有しない。

3 調停委員会は、第一項の処分をする場合には、同時に、その違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

(18) 家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合

ア 手続指揮権（新設）

裁判所が合議体により家事調停手続を行うことができるものとしたことから、手続指揮権について手当とするものを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

イ 受命裁判官（新設）

裁判所が合議体により家事調停手続を行うことができるものとしたことに伴い、受命裁判官により調停手続を行うことができるようにする規律を置くことを提案している。第15回部会においては、特段の異論はなかった。

ウ 裁判所書記官による事実の調査（家事審判規則第142条及び第137条の2関係）

裁判所書記官による事実の調査について、現行法の規律（家事審判規則第142条及び第137条の2関係）を維持するものとするを提案している。第17回部会においては、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判規則第137条の2 (略)
 - 3 第一項の場合において、家事審判官は、家庭裁判所調査官による事実の調査を相当とする場合を除き、相当であると認めるときは、裁判所書記官に事実の調査をさせることができる。
 - 4 (略)
- 第142条 第三十二条、第三十三条、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条の二第三項及び第四項、第三十七条の七から第三十八条の二まで並びに前条の規定は、家事審判官が一人で調停をする場合について準用する。

エ 調停委員会及び家事審判官の権限についての規律の準用（家事審判規則第142条関係）

家事審判規則第142条を参考に、家事審判官又は裁判官だけで家事調停手続を行う場合においては、7に掲げる調停委員会の権限は裁判所に属するものとするを提案している。

(参照条文)

- 家事審判規則第142条 第三十二条、第三十三条、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十七条の二第三項及び第四項、第三十七条の七から第三十八条の二まで並びに前条の規定は、家事審判官が一人で調停をする場合について準用する。

8 合意に相当する審判（家事審判法第23条関係）

(1) 合意に相当する審判の対象事件及び要件

ア 合意に相当する審判

現行家事審判法第23条に定める合意に相当する審判の制度について、その対象となる事件を、人事訴訟法第2条に定める人事に関する事件（ただし、同条第1号に定める離婚の訴え及び同条第3号に定める離縁の訴えの事件を除く。）の調停とすることを提案している。

人事訴訟法上、同法第2条各号の訴えのほか、身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えが人事訴訟に含まれるものと定められていること（同法2条本文）、合意に相当する審判の制度の趣旨からすれば、上記両手続の間で対象を別にすべき合理的な理由は見出し難いことから、「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る事件」も合意に相当する審判の対象事件とすることとし、合

意に相当する審判の対象事件を明示的に限定列挙していた部会資料16の内容を修正している。もっとも、「その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る事件」（例えば、二親等以上離れた親族関係（叔父、甥の関係等）の存否や、夫婦の一方が死亡した場合における生存配偶者による姻族関係の終了の意思表示（民法第728条第2項）の効力が問題となる場合の姻族関係の存否の確定を求める事件など）は、その対象や身分関係の当事者の範囲が必ずしも明確ではなく、また、当事者が身分関係の形成又は存否の原因関係について知っているとはいえないという問題もあるので、合意に相当する審判の対象とすべきか否かについて、（注1）において、なお検討するものとしている。

また、家事審判官又は裁判官だけで調停を行い家事調停委員の意見を聴かないで合意に相当する審判をすることができるか否かについては、現行家事審判法第23条の規定の文言から従来は見解が分かれていたが、第17回部会において、家事審判官又は裁判官だけで調停を行う場合に家事調停委員の意見を聴くことなく合意に相当する審判をすることができるものとするに異論がなかったため、現行家事審判法第23条の規定にその趣旨の修正をしている（前注2）。

なお、合意に相当する審判の対象事件における申立人及び相手方を後記イのとおりとした場合に、身分関係の当事者でない者も合意に相当する審判の手續の当事者となることがあることから、これらの者について、申立てに係る無効若しくは取消しの原因又は身分関係の存否の原因の有無について争わないことが必要であるのか否かについては、（注2）において、なお検討するものとしている。

イ 当事者

合意に相当する審判の手續の当事者について、人事訴訟を提起することができる者が、原則として人事訴訟において被告とすべき者（人事訴訟法第12条及び第41条から第43条まで）を相手方として、アの事件の調停を申し立てることができるものとするを提案している。

もっとも、この規律によると、公益の代表者である検察官が当事者となることになる（人事訴訟法第12条第3項、民法第744条第1項等参照）が、検察官に、調停手續において合意するか、原因関係を争うか否かの判断をさせるのは相当ではないと考えられることから、検察官が当事者となる場合には、合意に相当する審判の手續によることはできないものとしている（注1）。

また、この規律によると、①父が母に対して嫡出否認の申立てをする場合（民法第775条。ただし、母は、子の代理人でなく独立した手続当事者になるとの考え方を採った場合に限る。）、②（民法第773条の規定による父を定める申立てにおいて子が身分関係の当事者であるとの考え方を採った場合に）母がその配偶者及びその前配偶者に、母の配偶者が母の前配偶者に、母の前配偶者が母の配偶者にそれぞれ父を定める申立てをする場合、③（認知の申立てにおいて子が身分関係の当事者であるとの考え方を採った場合に）母が父に対し子の認知の申立てをする場合（民法第787条。ただし、母は子の代理人でなく独立した手続当事者になるとの考え方を採った場合）については、身分関係の当事者と解し得る「子」が手続の当事者にならないことになる。しかし、そもそも、これらの事件における子やその法定代理人の地位については見解が分かれており、仮に子が身分関係の当事者であると考えたとしても、原因関係について知る者ではなく、原因関係について争いのない主体に含める意義に乏しいことや、家庭裁判所が事実の調査（子の調査を含む。）を行った上で合意の正当性を判断するものとされていることなどを考え併せると、上記の事件の合意に相当する審判手続において子を当事者としなければならないものとする必要性までは認め難いと解されるから、上記の事件の合意に相当する審判手続の当事者について特段の手当てはしないこととしている（注2）。

さらに、身分関係の当事者の一方が死亡した場合に、第三者が身分関係の当事者の他の一方を相手方として（人事訴訟法第12条第2項ただし書、第41条第1項、民法第787条（直系卑属の場合）参照）合意に相当する審判をすることができるものとするか否かについては、人事訴訟法第28条と同様の事件係属の通知の要否と併せて、（注3）において、なお検討するものとしている。

（参照条文）

- 家事審判法第23条 婚姻又は養子縁組の無効又は取消しに関する事件の調停委員会の調停において、当事者間に合意が成立し無効又は取消しの原因の有無について争いがない場合には、家庭裁判所は、必要な事実を調査した上、当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、正当と認めるときは、婚姻又は縁組の無効又は取消しに関し、当該合意に相当する審判をすることができる。
- ② 前項の規定は、協議上の離婚若しくは離縁の無効若しくは取消し、認知、認知の無効若しくは取消し、民法第七百七十三条の規定により父を定めること、嫡出否認又は身分関係の存否の確定に関する事件の調停委員会の調停について準用する。
- 人事訴訟法第2条 この法律において「人事訴訟」とは、次に掲げる訴えその

他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴え（以下「人事に関する訴え」という。）に係る訴訟をいう。

一 婚姻の無効及び取消しの訴え，離婚の訴え，協議上の離婚の無効及び取消しの訴え並びに婚姻関係の存否の確認の訴え

二 嫡出否認の訴え，認知の訴え，認知の無効及び取消しの訴え，民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴え並びに実親子関係の存否の確認の訴え

三 養子縁組の無効及び取消しの訴え，離縁の訴え，協議上の離縁の無効及び取消しの訴え並びに養親子関係の存否の確認の訴え

第41条 夫が子の出生前に死亡したとき又は民法七百七十七条に定める期間内に嫡出否認の訴えを提起しないで死亡したときは，その子のために相続権を害される者その他夫の三親等内の血族は，嫡出否認の訴えを提起することができる。この場合においては，夫の死亡の日から一年以内にその訴えを提起しなければならない。

2 （略）

第42条 認知の訴えにおいては，父又は母を被告とし，その者が死亡した後は，検察官を被告とする。

（略）

第43条 子，母，母の配偶者又はその前配偶者は，民法第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴えを提起することができる。

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては，それぞれ当該各号に定める者を被告とし，これらの者が死亡した後は，検察官を被告とする。

一 子又は母 母の配偶者及びその前配偶者（その一方が死亡した後は，他の一方）

二 母の配偶者 母の前配偶者

三 母の前配偶者 母の配偶者

3 第二十六条の規定は，前項の規定により同項各号に定める者を当該訴えの被告とする場合においてこれらの者が死亡したときについて準用する。

○ 民法第773条 第七百三十三条第一項の規定に違反して再婚をした女が出産した場合において，前条の規定によりその父を定めることができないときは，裁判所が，これを定める。

第774条 第七百七十二条の場合において，夫は，子が嫡出であることを否認することができる。

第775条 前条の規定による否認権は，子又は親権を行う母に対する嫡出否認の訴えによって行う。親権を行う母がないときは，家庭裁判所は，特別代理人を選任しなければならない。

第

第787条 子，その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は，認知の訴えを提起することができる。ただし，父又は母の死亡の日から3年を経過したときは，この限りでない。

(2) 審判

ア 審判の方式

合意に相当する審判に対しては異議を申し立てることができるから，異議の申立てをするか否かの判断に供する必要性も考慮し，合意に相当する審判は，審判書を作成して行わなければならないものとするを提案している。部会資料16から変更はなく，第17回部会において，特段の異論はなかった。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用

合意に相当する審判の一部審判，自由心証主義，審判の告知，審判書の記載事項，審判の脱漏，更正裁判，法令違反を理由とする変更の審判について，第2の2(7)ア(ア)(ウ)(エ)(キ)(ク)(ケ)及び(コ)の規律をそれぞれ準用するものとするを提案している。部会資料16から実質的な変更はなく，第17回部会において，特段の異論はなかった。なお，第2の2(7)ア(ケ)の更正裁判の準用については，読み替え等の所要の手当てをすることを前提としている。

(3) 申立ての取下げ（新設）

合意に相当する審判がされた後に合意の相手方が有する当該審判の確定に対する期待を保護するとともに，再度の申立てを受けることによる合意の相手方の不利益を防止する観点から，合意に相当する審判があった後は，相手方の同意を得なければ，申立ての取下げの効力は生じないものとするを提案している。部会資料16から変更はなく，第17回部会において，特段の異論はなかった。

(4) 不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項関係）

ア 異議申立権者及び異議申立ての理由

現行家事審判規則第139条第1項は，利害関係人の異議の申立てについてのみ規定しているが，現行家事審判法第23条所定の当事者間の合意が不存在又は無効である場合には当事者は異議の申立てをすることができることと解されている（最高裁昭和44年11月11日第三小法廷決定。民集23巻11号2015頁）ことを踏まえ，本文①は，当事者は，(1)アの合意の成立の要件を欠くこと又は無効若しくは取消しの原因若しくは身分関係の存否の原因の有無について争いが無いとの要件を欠くことを理由として，異議を申し立てることができるものとするを提案している。部会資料16から変更はなく，第17回部会においても，規定を置いて明確にするのが相当であるとの意見が大勢を占めた。

本文②は，現行家事審判規則第139条第1項の規律を維持するものとするを提案するもので，部会資料16から変更はなく，第17回部会において，特段の異論はなかった。

イ 異議申立ての方式

本文①は，異議の申立ては，異議の対象を明らかにして書面によって行わなければならないものとするを提案するものである。合意

に相当する審判中の手続費用の負担の裁判のみを不服としてされた異議の申立ては、不適法な申立てとして却下されるべきものであることから、申立ての適否の判断のため、申立書には異議の対象を明らかにしなければならないものとするを提案している。

本文②は、当事者の異議の申立てについては、ア①の規律により理由が限定されていることから、異議の申立書には異議の理由を記載しなければならないものとするを提案するものである。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

ウ 異議申立期間

本文①は、異議申立期間について、現行家事審判法第25条第1項の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

本文②は、第17回部会において、合意に相当する審判の効力に照らし異議の申立ての機会はできるだけ慎重に確保すべきであるとの意見があったことを踏まえ、現行家事審判規則第139条第2項の規律に倣い、当事者が審判の告知を受けた日（当該日が複数ある場合にはその最も遅い日）から進行するものとするを提案するものである。

なお、合意に相当する審判において異議申立権を有する利害関係人の範囲が必ずしも明確でないことを踏まえ、異議申立権の放棄（ただし、事前の放棄は認められないことを前提とする。）については、これを認める規定を置く必要性を含め、（注）において、なお検討するものとしている。

エ 異議申立てに対する裁判

（ア）当事者の異議申立てに対する裁判

ア①のとおり、当事者の異議の申立ての理由が限定されていることを踏まえ、当事者の異議の申立てに対する却下の審判、却下の審判に対する即時抗告及び異議の申立てが理由がある場合の合意に相当する審判の取消しについて、それぞれ提案している。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。なお、（注）は、利害関係人として参加していた者は、この場合の当事者に含まれないことを注記するものである。

（イ）利害関係人の異議申立てに対する裁判

本文①及び②は、現行家事審判規則第140条と同様の規律を維持するものとするを提案するもので、本文③は、現行家事審判法第25条第2項の規律を維持し、利害関係人から適法な異議の申立て

があった場合には合意に相当する審判は効力を失うものとする
ことを提案するものである。部会資料16から変更はなく、第17回部会
において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第25条 第二十三条又は前条第一項の規定による審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、家庭裁判所に対し異議の申立をすることができる。その期間は、これを二週間とする。
 - 2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の審判は、その効力を失う。
 - 3 (省略)
- 家事審判規則第17条 即時抗告の期間は、即時抗告をすることができる者が、審判の告知を受けたときは告知を受けた日から、告知を受けないときは事件の申立人が告知を受けた日から進行する。但し、特別の定のあるときは、この限りでない。
 - 第139条 法第二十三条の規定による審判に対しては、利害関係人が、法第二十四条第一項の規定による審判に対しては、当事者又は利害関係人が、異議の申立をすることができる。
 - 2 異議の申立の期間は、当事者が審判の告知を受けた日から進行する。
- 第140条 異議申立人は、異議の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

- (5) 確定した合意に相当する審判の効力（家事審判法第25条第3項関係）
現行家事審判法第25条第3項の規律を維持するものとすることを提案
している。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異
論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第25条 第二十三条又は前条第一項の規定による審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、家庭裁判所に対し異議の申立をすることができる。その期間は、これを二週間とする。
 - ② 省略
 - ③ 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の審判は、確定判決と同一の効力を有する。

- (6) 婚姻の取消しについての合意に相当する審判における親権者の指定に
ついて（新設）

成年に達しない子がある場合に、婚姻の取消しの申立てに対する合意
に相当する審判をするときは、父母の一方を親権者と定めなければなら
ないと解されること（民法第749条、第819条第2項参照）から、この場
合の親権者の指定に関する規律について提案するものである。

甲案は、合意に相当する審判が、求める審判の内容に当事者間の争い
がないことに基づくものであることを重視し、人事訴訟の和解による離

婚においても離婚だけでなく親権者の指定についても合意が必要であるのと同様に、親権者について紛争がある場合には合意に相当する審判ができないとするもの、乙案は、婚姻取消しの人事訴訟の判決において裁判所が子の親権者を定めるのと同様に、親権者についての当事者の合意の成否にかかわらず、裁判所が親権者を指定して合意に相当する審判をすることができるとするものである。

甲案を採用した場合には、甲案の（注）に記載のとおり、親権者の指定を含め、合意に相当する審判の内容について、当事者は異議申立てをすることができないものとするのが、乙案を採用した場合には、乙案の（注1）に記載のとおり、指定部分については、当事者は、理由なく異議を申し立てることができるものとするのが考えられる。

また、乙案を採用した場合に、子が満15歳以上であるときは、その子の陳述を聴取しなければならないものとするかについては（注2）において、当事者共同の申立てにより裁判所が親権者を定めた場合には、その指定については異議を申し立てることができないものとする規律を置くかについては（注3）において、それぞれなお検討するものとしている。

第17回部会においては、甲案を支持する意見として、親権者を含めて当事者間に合意がある場合に限り合意に相当する審判という簡易迅速な手続によることが認められるべきであって、このような合意がないにもかかわらず裁判所が一方的に親権者の指定をすることは想定し難いとの意見があり、他方、乙案を支持する意見として、親権者の指定について合意があることを要するとすることは要件として過重であるとの意見や、親権者を相手方とすることにつき自ら合意はできなくても裁判所が決めるのであればそれに従うという当事者も少なくなく、このような当事者にとっては合意の有無にかかわらず裁判所が親権者を指定して合意に相当する審判をするものとした方が、簡易迅速な結論が得られることになり、紛争の早期解決に資するとの意見があった。

（参照条文）

- 民第749条 第七百二十八条第一項（離婚による姻族関係の終了）、第七百六十六條から第七百六十九條まで（協議上の離婚の効果）、第七百九十条第一項ただし書（子の氏）並びに第八百十九條第二項、第三項、第五項及び第六項（離婚の際の親権者の決定）の規定は、婚姻の取消しについて準用する。
 - 第819条 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。
 - 2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。
- （略）

9 調停に代わる審判（家事審判法第24条関係）

(1) 調停に代わる審判の対象及び要件

本文①は、現行家事審判法第24条第1項に規定する調停に代わる審判の手續について、第17回部会において、家事審判官又は裁判官だけで調停を行い家事調停委員の意見を聴かずに調停に代わる審判をすることができるものとするに特段の異論がなかったため、その趣旨を明らかにし（前注2）、加えて、現行家事審判法第24条第1項の「当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で」との規定の趣旨を明確にするための文言の修正を行うことを提案するものである。なお、第17回部会において、柔軟な解決を図るため、審判事項に係る調停においても調停に代わる審判をすることができるようにすべきであるとの意見があったことを踏まえ、現行家事審判法第24条第2項の規律を変更し、審判事項に係る調停についても調停に代わる審判の制度の対象とすることを前提としている。

本文②は、現行家事審判法第24条第1項の規律を基本的に維持するものであるが、調停に代わる審判の対象に審判事項に係る調停も含むものとしたことを踏まえ、調停に代わる審判においては、財産上の給付のほか、子の引渡しその他の給付をも命ずることができることを規定上も明らかにすることを提案するものである。

本文③は、離婚について調停に代わる審判をする場合において成年に達しない子があるときは、裁判上の離婚の場合（民法第819条第2項）と同様に父母の一方を親権者と定める裁判をしなければならないものと解されることから、これを規定上明らかにする趣旨で提案するものである。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。なお、親権者の指定についての裁判をする場合において、子が15歳以上であるときに当該子の陳述の聴取を必要的なものとするか否かについては、第17回部会において、調停の成立においては15歳以上の子に対する陳述聴取が必要的なものとしていない以上、これと異なる取扱いをする特段の理由はないとの意見がある一方で、調停に代わる審判が調停とは異なる性質を有していることに着目すれば、調停の成立の場合と異なる規律（人事訴訟法第32条第4項参照）とすることも考えられるとの意見があったことから、この点については、（注2）において、なお検討するものとしている。

本文④は、合意に相当する審判の制度が、本来、訴訟によってのみ解

決することができる事項について、一定の要件を満たす場合に限り、簡易な手続で処理することを認めたものであることにかんがみ、合意に相当する審判の対象となる事件は、調停に代わる審判の対象とならないものとするを提案するものである。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第24条 家庭裁判所は、調停委員会の調停が成立しない場合において相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する家事調停委員の意見を聴き、当事者双方のため衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のため離婚、離縁その他必要な審判をすることができる。この審判においては、金銭の支払その他財産上の給付を命ずることができる。
2 前項の規定は、第九条第一項乙類に規定する審判事件の調停については、これを適用しない。
- 家事審判規則第54条 子が満十五歳以上であるときは、家庭裁判所は、子の監護者の指定その他子の監護に関する審判をする前に、その子の陳述を聴かなければならない。
第70条 第五十二条第二項、第五十二条の二から第五十五条まで、第六十条、第七十四条及び第七十五条の規定は、親権者の指定に関する審判事件にこれを準用する。
- 人事訴訟法第32条 (略)
4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他子の監護に関する処分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならない。
- 民事調停法第17条 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。この決定においては、金銭の支払、物の引渡しその他の財産上の給付を命ずることができる。
- 民法第819条 (略)
2 裁判上の離婚の場合には、裁判所は、父母の一方を親権者と定める。
(略)

(2) 審判

ア 審判の方式

調停に代わる審判に対しては異議を申し立てることができることから、異議の申立てをするか否かの判断に供する必要性も考慮し、調停に代わる審判は、審判書を作成して行わなければならないものとするを提案している。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

イ 家事審判に関する手続（総則）の規律の準用

調停に代わる審判の一部審判、自由心証主義、審判の告知、審判書

の記載事項、審判の脱漏、更正裁判、法令違反を理由とする変更の審判について、第2の2(7)ア(ア)(ウ)(エ)(キ)(ク)(ケ)及び(コ)の規律をそれぞれ準用するものとすることを提案している。部会資料16から実質的な変更はない。第17回部会において、調停に代わる審判において審判の脱漏や一部審判ということを観念できるか疑問であるとの意見があったが、調停に代わる審判の対象を審判事項に係る調停にまで拡張したことや、離婚についての調停に代わる審判において親権者の指定の裁判を欠いた場合などは審判の脱漏に当たると解されることから、一部審判及び調停に代わる審判の脱漏については規律を置く方向で提案している。なお、第2の2(7)ア(ケ)の更正裁判の準用については、読み替え等の所要の手当てをすることを前提としている。

(3) 不服申立て（家事審判法第25条第1項及び第2項関係）

ア 異議申立権者等

現行家事審判法第25条第1項は、当事者に加え利害関係人にも異議申立権を認めているが、当事者が異議を申し立てていないにもかかわらず、第三者からの異議の申立てにより、調停に代わる審判をする必要性や異議を申し立てる理由のいかんを問わず調停に代わる審判の効力を失わせてしまうのは妥当でないと解されるから、異議申立権を当事者（調停に代わる審判において審判の対象とされた参加人を含む。）のみに認めるものとすることを提案している。部会資料16から実質的な変更はなく、また、第17回部会において特段の異論はなかった。

なお、第17回部会において、子に異議申立権を認める必要性について指摘があったことを踏まえ、（注）において、なお検討するものとしている。

イ 異議申立ての方式

調停に代わる審判に対する異議の申立てにおいては、異議の理由を明らかにする必要はないが、手続費用の負担の裁判のみを不服としてされた異議の申立ては、不適法な申立てとして却下されるべきものであるから、申立ての適否の判断の資料のため、申立書には異議の対象を明らかにしなければならないものとすることを提案している。

ウ 異議申立権の放棄

調停に代わる審判の異議申立権者は、アのとおり当事者に限定されているから、調停に代わる審判がされた後に当事者全員が異議申立権を放棄して審判を早期に確定させる利益も具体的に想定し得ることを

踏まえ、異議申立権の放棄を認める規律を置くものとするを提案している。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

エ 異議申立期間

本文①は、現行家事審判法第25条第1項の規律を維持し、異議申立期間を2週間の不変期間とすることを提案するものである。

本文②は、現行家事審判規則第139条第2項の規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

オ 異議申立てに対する裁判

現行家事審判規則第140条と同様の規律を維持するものとするを提案している。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

カ 異議申立ての効果

現行家事審判法第25条第2項の規律を維持し、適法な異議の申立てがあったときは、調停に代わる審判は、その効力を失うものとするを提案している。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

なお、審判事項に係る調停においてされた調停に代わる審判が、適法な異議の申立てによりその効力を失った場合には、7(14)②により、調停の申立ての時に審判の申立てがあったものとみなされる。

(参照条文)

- 家事審判法第25条 第二十三条又は前条第一項の規定による審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、家庭裁判所に対し異議の申立をすることができる。その期間は、これを二週間とする。
 - 2 前項の期間内に異議の申立があつたときは、同項の審判は、その効力を失う。
 - 3 (略)
- 家事審判規則第139条 法第二十三条の規定による審判に対しては、利害関係人が、法第二十四条第一項の規定による審判に対しては、当事者又は利害関係人が、異議の申立をすることができる。
 - 2 異議の申立の期間は、当事者が審判の告知を受けた日から進行する。
- 第140条 異議申立人は、異議の申立を却下する審判に対し即時抗告をすることができる。

(4) 確定した調停に代わる審判の効力（家事審判法第25条第3項関係）

調停に代わる審判の効力について、審判事項以外の事項に係る調停については、現行家事審判法第25条第3項の規律を維持するものとし、審

判事項に係る調停については、確定した審判と同一の効力を有するものとするを提案するものである。部会資料16から実質的な変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第25条 第二十三条又は前条第一項の規定による審判に対しては、最高裁判所の定めるところにより、家庭裁判所に対し異議の申立をすることができる。その期間は、これを二週間とする。
 - ② 省略
 - ③ 第一項の期間内に異議の申立がないときは、同項の審判は、確定判決と同一の効力を有する。

10 家事調停官

(1) 家事調停官の任命等（家事審判法第26条の2関係）

現行家事審判法第26条の2の規律を維持するものとするを提案するものであり、部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第26条の2 家事調停官は、弁護士で五年以上その職に在つたもののうちから、最高裁判所が任命する。
 - 2 家事調停官は、この法律の定めるところにより、調停事件の処理に必要な職務を行う。
 - 3 家事調停官は、任期を二年とし、再任されることができる。
 - 4 家事調停官は、非常勤とする。
 - 5 家事調停官は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して解任されることがない。
 - 一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき。
 - 三 職務上の義務違反その他家事調停官たるに適しない非行があると認められたとき。
 - 6 この法律に定めるもののほか、家事調停官の任免に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(2) 家事調停官の権限等（家事審判法第26条の3関係）

現行家事審判法第26条の3の規律を維持するものとするを提案するものである。家事調停官の権限としては、本文②及び（注）記載のとおり、家事審判官が行うものとして定める調停事件の処理に関する権限（家庭裁判所において調停委員会で行う調停において調停委員会を組織する家事調停官の権限、家庭裁判所において家事審判官のみで行う調停における家事審判官の権限）のほか、家庭裁判所（又は裁判長）が行う

ものとして定められている調停事件の処理に関する権限（この要綱試案に基づく法律に定める手続上の調停裁判所の権限）があると考えられ、異議申立ての裁判など、調停事件の処理に関する権限ではないものは、家事調停官の権限には含まれないものと考えられる。部会資料16から変更はなく、第17回部会において、特段の異論はなかった。なお、（注）記載のとおり、家庭裁判所が合議体で調停を行うこととした場合に、家事調停官がその合議体を構成する裁判官となることは想定していない。

なお、家事調停官は、現行法と同様、調停に代わる審判をすることができるが、審判事項に係る調停においても調停に代わる審判をすることができるものとした結果、家事調停官は、審判事項についても調停に代わる審判をすることができることとなる。

（参照条文）

- 家事審判法第26条の3 家事調停官は、家庭裁判所の指定を受けて、調停事件を取り扱う。
 - 2 家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この法律の規定（第七条において準用する非訟事件手続法の規定を含む。）において家事審判官が行うものとして規定されている調停に関する権限のほか、次に掲げる権限を行うことができる。
 - 一 第三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書、第二十条において準用する第十二条、第二十一条の二、第二十二条第二項、第二十三条の二第一項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十七条及び第二十八条第二項の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている調停に関する権限
 - 二 第七条において準用する非訟事件手続法の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている権限であつて調停に関するもの
 - 3 家事調停官は、独立してその職権を行う。
 - 4 裁判所職員の除斥及び忌避に関する民事訴訟法の規定で裁判官に関するものは、家事調停官について準用する。
 - 5 家事調停官は、その権限を行うについて、裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び医師たる裁判所技官に対し、その職務に関し必要な命令をすることができる。この場合において、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十条第五項の規定は、家事調停官の命令を受けた裁判所書記官について準用する。
- 家事審判法第26条の4 家事調停官には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。
- 家事審判規則第143条 家事調停官は、その取り扱う調停事件の処理について、この規則の規定（第七条第六項の規定によりその例によることとされる民事訴訟に関する法令の規定を含む。）において家事審判官が行うものとして規定されている調停に関する権限のほか、次に掲げる権限を行うことができる。
 - 一 第四条、第五条第二項及び第三項、第六条ただし書、第七条第一項及び第二項、第七条の二第一項、第三項及び第四項、第七条の四、第七条の五第一項、第七条の六第一項、同条第二項において準用する第七条の二第三項及び第四項、第七条の七において準用する第七条の四、第八条、第十一条第一項ただし書、第十二条第一項、第二百二十九条の二第一項及

- び第二項、第三百三十一条において準用する第十四条及び第十五条第二項、第三百三十六条の二第二項、第三百三十七条の五において準用する第三百条の三並びに第三百三十七条の六において準用する第二百五条の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている調停に関する権限
- 二 第七条第六項の規定によりその例によることとされる民事訴訟に関する法令の規定において家庭裁判所が行うものとして規定されている権限であつて調停に関するもの
- 2 (略)
- 裁判所法第60条 (前略)
- 3 裁判所書記官は、前項の事務を掌る外、裁判所の事件に関し、裁判官の命を受けて、裁判官の行なう法令及び判例の調査その他必要な事項の調査を補助する。
- 4 裁判所書記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。
- 5 裁判所書記官は、口述の書取その他書類の作成又は変更に関して裁判官の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

1 1 不服申立て及び再審

家事調停手続における不服申立て及び再審について、特別の定めがある場合を除き、家事審判に関する手続（総則）における不服申立て及び再審の規律（第2の3，4）を準用するものとすることを提案している。部会資料16では、合意に相当する審判及び調停に代わる審判に対する不服申立て及び再審の規律についてのみ提案をしていたが、調停申立書の却下、調停の申立ての不適法却下の審判など、調停手続におけるその余の裁判についても、家事審判手続における不服申立て及び再審の規律を準用するものとするのが相当であることから、家事調停手続全般における不服申立て及び再審の規律について上記のとおり家事審判手続における規律を準用するものとすることを提案するものである。

1 2 記録の閲覧等（家事審判規則第12条関係）

調停事件の記録の閲覧等について提案するものであり、部会資料16から実質的な変更はなく、本文①、②及び④については、第17回部会において、特段の異論はなかった。

本文③に関しては、第17回部会において、調停成立のための合意は十分情報を与えられた上での合意であるべきであるから、記録の閲覧制限はより限定的であるべきであるとの意見や、当事者と利害関係人とを同一に扱うのは疑問であるとの意見があったが、調停が基本的には情宜に基づく話し合いの手続であり、円滑な手続遂行のためには必ずしも記録の開示が望ましいとは限らないこと、事案が多様であることを踏まえると、実務の円滑な運用のためには裁判所にある程度広い裁量を認めた上で、事案に応じた

適切な運用を考えるのが相当であると考えられることから、従前の案を維持することとしている。もっとも、合意に相当する審判の手続については簡易な人事訴訟手続という性格を有しており、判断作用を含み、審判は異議申立ての対象になることから、家事審判手続や人事訴訟手続における規律を参考に検討するのが望ましいとの意見があったことを踏まえ、(注)において、合意に相当する審判の対象となる事件〔合意に相当する審判がされた事件〕の記録の閲覧等が制限される場合を、家事審判に関する手続(総則)における記録の閲覧等の規律(第2の1(6)ア③)と同程度に限定すべきか否かについて、なお検討するものとしている。

(参照条文)

- 家事審判法規則第12条 家庭裁判所は、事件の関係人の申立により、これを相当であると認めるときは、記録の閲覧若しくは謄写を許可し、又は裁判所書記官をして記録の正本、謄本、抄本若しくは事件に関する証明書を交付させることができる。
- 2 当事者又は事件本人が、審判書若しくは調停において成立した合意を記載し、若しくは第百三十八条若しくは第百三十八条の二の規定により事件が終了した旨を記載した調書の正本、謄本若しくは抄本又は事件に関する証明書の交付を求めたときは、前項の規定にかかわらず、裁判所書記官が、これを交付することができる。

第6 履行確保

1 履行状況の調査及び履行の勧告(家事審判法第15条の5関係)

(1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行勧告

本文①から③までは、現行家事審判法第15条の5及び現行家事審判規則第143条の2から第143条の4までの規律を維持するものとすることを提案するもので、本文④及び⑤は、履行状況の調査や履行の勧告に規則第7条の5及び第8条が類推適用されるとする現行法の解釈を前提に同様の規律を置くものとすることを提案するものである。部会資料17から変更はなく、第18回部会において、特段の異論はなかった。

(2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務及び調停前の仮の措置として命ぜられた事項の履行勧告(家事審判法第25条の2関係)

現行家事審判法第25条の2の規律を維持するものとすることを提案するとともに、第5の7(17)の調停前の仮の措置として命ぜられた事項についても現行家事審判法第25条の2の規定が類推適用されるとの見解があること及び履行勧告の制度を利用して執行力のない調停前の仮の措置の実現を目指すことについて特段の不都合は見当たらないことを踏ま

え、調停前の仮の措置として命ぜられた事項も履行勧告の対象に含まれるものとすることを提案するものである。部会資料17から変更はなく、第18回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の5 家庭裁判所は、権利者の申出があるときは、審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。
第25条の2 家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の五から第十五条の七までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。
- 家事審判規則第7条の5 家庭裁判所は、事件の処理に関し、事件の関係人の家庭その他の環境を調整するため必要があると認めるときは、家庭裁判所調査官に社会福祉機関との連絡その他の措置をとらせることができる。
2 (略)
第8条 家庭裁判所は、必要な調査を官庁、公署その他適当であると認める者に嘱託し、又は銀行、信託会社、関係人の雇主その他の者に対し関係人の預金、信託財産、収入その他の事項に関して必要な報告を求めることができる。
第143条の2 法第十五条の五の規定による調査及び勧告は、当該義務を定める審判をした家庭裁判所（高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原裁判所）がするものとする。
2 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による調査及び勧告に準用する。
第143条の3 家庭裁判所は、他の家庭裁判所に法第十五条の五又は法第二十五条の二の規定による調査及び勧告を嘱託することができる。
第143条の4 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に法第十五条の五又は法第二十五条の二の規定による調査及び勧告をさせることができる。

2 履行命令

- (1) 家事審判又は審判に代わる裁判で定められた義務の履行命令（家事審判法第15条の6 関係）

現行家事審判法第15条の6 並びに現行家事審判規則第143条の5 第1項及び第143条の6 から第143条の8 までの規律を基本的に維持するものとすることを提案するものである。

履行命令の対象となる義務については、第18回部会において、面会交流等の義務についても、義務履行者に対して当事者が採り得る選択肢を増やすため、履行命令の対象とすべきであるとの意見があった。しかし、過料の制裁は平成15年及び平成16年の法改正により整備された間接強制に比べて強制力が弱く、権利の強制的な実現の場面では過料の制裁によるよりも間接強制による方が効果的であることについては、部会においても概ね認識が一致したところであり、また、面会交流等の義務の履行確保については、強制よりも家庭裁判所による再調整の方が効果的な場合が多く、このような調整については、家庭裁判所調査官による調整的

活動を期待できる履行勧告によるべきであり、調整的活動の余地がほとんどなく、過料の制裁による威嚇を背景とする履行命令は、いたずらに義務者の反発を招くなど、むしろ家庭裁判所による調整を極めて困難にするおそれが高いとの意見があった。これらの意見等を踏まえると、財産上の給付を目的とする義務のほか、面会交流など強制執行が可能な義務一般を履行命令の対象とすべきかについては、なお慎重に検討する必要があると考えられるため、(注)においてその旨記載している。

(2) 調停又は調停に代わる審判で定められた義務の履行命令（家事審判法第25条の2関係）

現行家事審判法第25条の2及び第15条の6並びに現行家事審判規則第143条の5第2項及び第143条の6から第143条の8までの規律を維持するものとするを提案するものである。部会資料17から変更はなく、第18回部会において、特段の異論はなかった。

なお、調停前の仮の措置として命ぜられた事項については、第7の2(2)により別途過料の制裁の制度が設けられていることから、履行命令の対象にはならないとの考え方を前提としている。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の6 家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立により、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができる。
第25条の2 家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の五から第十五条の七までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。
- 家事審判規則第143条の5 法第十五条の六の規定による履行命令に関する事件は、当該義務を定める審判をした家庭裁判所（高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原裁判所）の管轄とする。
2 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による履行命令に関する事件に準用する。
第143条の6 家庭裁判所は、法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならない。
第143条の7 法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定による履行命令は、当該命令をするときまでに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。
第143条の8 家庭裁判所は、法第十五条の六又は法第二十五条の二の規定により履行を命ずる場合には、同時に、義務者に対しその違反に対する法律上の制裁を告知しなければならない。

3 金銭の寄託の制度（家事審判法第15条の7等関係）

金銭の寄託の制度を置かないものとするを提案している。第18回部

会においても特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第15条の7 家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、義務者の申出があるときは、最高裁判所の定めるところにより、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。
第25条の2 家庭裁判所は、調停又は第二十四条第一項の規定による審判で定められた義務の履行について、第十五条の五から第十五条の七までの規定の例により、これらの規定に掲げる措置をすることができる。
- 家事審判規則第143条の9 家庭裁判所は、次に掲げる場合に、法第十五条の七又は法第二十五条の二の規定による金銭の寄託を受けるものとする。
 - 一 金銭の支払を家庭裁判所に寄託して行うことを命ずる審判が効力を生じたとき。
 - 二 金銭の支払を家庭裁判所に寄託して行う旨の調停が成立したとき。
 - 三 前二号に掲げる場合の外、家事審判官が、審判又は調停で定められた金銭の支払義務の履行について、その金銭の寄託を相当であると認めたとき。第143条の10 法第十五条の七の規定による金銭の寄託は、当該義務を定める審判をした家事審判官所属の家庭裁判所（高等裁判所が第十九条第二項の規定による裁判をした場合には、原審判をした家事審判官所属の家庭裁判所）にしなければならない。
 - ② 前項の規定は、法第二十五条の二の規定による金銭の寄託に準用する。
 - ③ 前条第一号の審判又は前条第二号の調停において、寄託すべき家庭裁判所が特に定められたときは、金銭の寄託は、前二項の規定にかかわらず、その家庭裁判所にしなければならない。第143条の11 家庭裁判所は、第四百四十三条の九の規定によつて寄託を受けた金銭を、権利者の請求により、これに交付しなければならない。
 - ② 前項の規定により金銭の交付を受けるべき者が反対給付をしなければならない場合には、寄託者の書面又は裁判書、公正証書その他の公正の書面によつてその給付をしたことを証明しなければ、家庭裁判所は、これに金銭の交付をすることができない。第143条の12 義務者から寄託の申出がされないで三年を経過し、かつ、その間権利者から履行状況の調査及び履行の勧告の申出並びに履行命令の申立てがされなかった場合においては、家庭裁判所は、当該寄託に関する事務を終了させることができる。

第7 雑則

1 不出頭に対する過料の制裁（家事審判法第27条関係）

現行家事審判法第27条の規律を基本的に維持するものとするを提案するものである。部会資料17から変更はなく、第18回部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第27条 家庭裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、家庭裁判所は、これを五万円以下の過料に処する。

2 履行命令又は調停前の仮の措置違反に対する過料の制裁

(1) 履行命令違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第1項関係）

現行家事審判法第28条第1項の規律を基本的に維持するものとする
ことを提案するものである。部会資料17から変更はなく、第18回部会にお
いて、特段の異論はなかった。

(2) 調停前の仮の措置の違反に対する過料の制裁（家事審判法第28条第2 項関係）

現行家事審判法第28条第2項の規律を基本的に維持するものとするこ
とを提案するものである。部会資料17から変更はなく、第18回部会にお
いて、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第28条 第十五条の六又は第二十五条の二の規定により義務の履行
を命ぜられた当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に従わないとき
は、家庭裁判所は、これを十万円以下の過料に処する。
 - 2 調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜら
れた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項
と同様である。

3 過料の裁判の執行等（家事審判法第29条関係）

現行家事審判法第29条及び現行家事審判規則第13条の規律を維持するも
のとすることを提案するものである。部会資料17から変更はなく、第18回
部会において、特段の異論はなかった。

(参照条文)

- 家事審判法第27条 家庭裁判所又は調停委員会の呼出を受けた事件の関係人が
正当な事由がなく出頭しないときは、家庭裁判所は、これを五万円以下の過
料に処する。
 - 第28条 第十五条の六又は第二十五条の二の規定により義務の履行を命ぜられ
た当事者又は参加人が正当な事由がなくその命令に従わないときは、家庭裁
判所は、これを十万円以下の過料に処する。
 - 2 調停委員会又は家庭裁判所により調停前の措置として必要な事項を命ぜら
れた当事者又は参加人が正当な事由がなくその措置に従わないときも、前項
と同様である。
 - 第29条 前二条の過料の審判は、家事審判官の命令でこれを執行する。この命
令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
 - 2 過料の審判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制
執行の手續に関する法令の規定に従つてこれをする。ただし、執行前に審判
の送達をすることを要しない。
 - 3 前二項に規定するもののほか、過料についての審判に関しては、非訟事件
手續法第五編の規定を準用する。ただし、同法第百六十二条及び第百六十四
条中檢察官に関する規定は、この限りでない。

- 家事審判規則第13条 過料の審判を受けた者は、その審判に対し即時抗告をすることができる。
 - 非訟事件手続法第161条 過料事件（過料についての裁判の手續に係る事件をいう。）は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、当事者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。
- 第162条 過料についての裁判は、理由を付した決定でなければならない。
- 2 裁判所は、過料についての裁判をするに当たっては、あらかじめ、検察官の意見を聴くとともに、当事者の陳述を聴かなければならない。
 - 3 過料についての裁判に対しては、当事者及び検察官は、即時抗告をすることができる。この場合において、当該即時抗告が過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。
 - 4 過料についての裁判の手續（その抗告審における手續を含む。次項において同じ。）に要する裁判費用は、過料の裁判をした場合にあっては当該裁判を受けた者の負担とし、その他の場合にあっては国庫の負担とする。
 - 5 過料の裁判に対して当事者から第三項の即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料についての裁判をしたときは、前項の規定にかかわらず、過料についての裁判の手續に要する裁判費用は、国庫の負担とする。
- 第163条 過料の裁判は、検察官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
- 2 過料の裁判の執行は、民事執行法その他強制執行の手續に関する法令の規定に従ってする。ただし、執行をする前に裁判の送達をすることを要しない。
 - 3 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。
 - 4 過料の裁判の執行があった後に当該裁判（以下この項において「原裁判」という。）に対して前条第三項の即時抗告があった場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由があると認めて原裁判を取り消して更に過料の裁判をしたときは、その金額の限度において当該過料の裁判の執行があったものとみなす。この場合において、原裁判の執行によって得た金額が当該過料の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。
- 第164条 裁判所は、第百六十二条第二項の規定にかかわらず、相当と認めるときは、当事者の陳述を聴かないで過料についての裁判をすることができる。
- 2 前項の裁判に対しては、当事者及び検察官は、当該裁判の告知を受けた日から一週間の不変期間内に、当該裁判をした裁判所に異議の申立てをすることができる。この場合において、当該異議の申立てが過料の裁判に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。
 - 3 前項の異議の申立ては、次項の裁判があるまで、取り下げることができる。この場合において、当該異議の申立ては、さかのぼってその効力を失う。
 - 4 適法な異議の申立てがあったときは、裁判所は、当事者の陳述を聴いて、更に過料についての裁判をしなければならない。
 - 5 前項の規定によってすべき裁判が第一項の裁判と符合するときは、裁判所は、同項の裁判を認可しなければならない。ただし、同項の裁判の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。
 - 6 前項の規定により第一項の裁判を認可する場合を除き、第四項の規定によってすべき裁判においては、第一項の裁判を取り消さなければならない。
 - 7 第百六十二条第五項の規定は、第一項の規定による過料の裁判に対して当事者から第二項の異議の申立てがあった場合において、前項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料についての裁判をしたときについて準用する。
 - 8 前条第四項の規定は、第一項の規定による過料の裁判の執行があった後に当該裁判に対して第二項の異議の申立てがあった場合において、第六項の規定により当該裁判を取り消して第四項の規定により更に過料の裁判をしたと

きについて準用する。

- 民事調停法第34条 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。
- 第35条 当事者又は参加人が正当な事由がなく第十二条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。
- 第36条 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。
 - 2 過料の決定の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に決定の送達をすることを要しない。
 - 3 前二項に規定するもののほか、過料についての決定に関しては、非訟事件手續法第五編の規定を準用する。ただし、同法第百六十二条及び第百六十四条中檢察官に関する規定は、この限りでない。